

京都市告示第 253 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定し、同条例第3条第1号の規定に基づき、農業用水路等の起終点を変更します。

また、同条例第3条第1号の規定に基づき、農業用水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年9月11日

京都市長 門川 大作

(起終点を変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 変更後の終点
1	上桂水0027号	西京区上桂三ノ宮町140番地の5地先 西京区上桂森下町50番地の1地先

(起終点を変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	変更後の起点 終 点
2	上桂水0029号	西京区上桂森下町50番地の1地先 西京区上桂森下町47番地の1地先

(一部廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	廃止する起点 廃止する終点
1	上桂水0027号	西京区上桂三ノ宮町140番地の5地先 西京区上桂三ノ宮町140番地の3地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)